

〈別紙 1〉

介護老人保健施設・船橋ケアセンターのご案内及び重要事項説明書

(2026年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：船橋ケアセンター
- ・開設年月日：平成5年11月1日
- ・所在地：船橋市高野台5丁目741-6
- ・電話：047-449-7007 ・FAX：047-449-7011
- ・管理者名：山吹 啓介
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1252880037号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

〔介護老人保健施設・船橋ケアセンターの運営方針〕

介護老人保健施設・船橋ケアセンターは、介護保険法及び関係法令に基づき、要支援及び要介護状態と認定された利用者に対し、個人の能力に応じた自立した生活が送れるように支援するとともに、ご家庭への復帰を目指し、様々な介護保健施設サービスを提供できるように、職員一同万全の体制をもって事業の運営にあたります。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1(1)	1		利用者の診療・健康管理等に関すること
・看護職員	10(1)	8(2)	1	利用者の健康チェック、健康指導等
・薬剤師		2		医薬品のチェック、薬剤指導など
・介護職員	36(6)	21(6)	6	利用者の介護全般業務、介護指導等
・支援相談員	4(1)			利用者及び家族の相談、情報提供等
・理学療法士	11(11)			利用者の機能回復訓練、指導等
・作業療法士	4(4)			利用者の作業回復訓練、指導等
・言語聴覚士	1(1)	1(1)		利用者の言語、嚥下傷害及び指導等
・管理栄養士	3(1)			栄養の管理及び指導、献立表作成等
・介護支援専門員	1	1		介護認定者のケアプラン作成、調整
・事務職員	7			施設会計、公文書作成及び保管、施設管理
・その他		7		利用者送迎等

() 内は通所リハビリ専任職員数

- (4) 入所定員等 ・定員 120名
・療養室： ・個室 6室 ・多床室 29室

- (5) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 実施日 毎週月曜日～土曜日（年末・年始休止日あり）
- ③ サービス提供時間 9：45～16：15
- ④ 昼食事提供時間 12：00～12：30
- ⑤ 送迎時間 迎え 8：45～9：45
送り 16：15～17：15
- ⑥ 入浴（一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 日常生活上の介護サービス
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・北総白井病院
 - ・白井市根 325-2-1 電話047-492-1001
- ・協力歯科医療機関
 - ・タマキ歯科医院
 - ・白井市富士 1-59 電話047-446-9900

※緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡致します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・火気の取り扱いにはご注意ください。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・設備・備品の取扱いは丁重にお願いいたします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは事前にご相談ください。
 - ※持ち込みされた所持品・備品等の紛失・破損等に関しましては、当施設において一切の責任は負えません。
 - ※持ち込みされた所持品・備品等の使用に関しまして、スタッフの指示に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・施設外での受診に関しては、利用者負担にてお願いいたします。

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために以下の事項は禁止させていただきます。禁止事項が守られない場合は、利用解除・終了となる場合がございます。

- ・金銭、貴重品等の持ち込み
- ・危険物等の持ち込み
- ・飲酒及び飲食物の持ち込み
- ・宗教活動
- ・特定の政治活動
- ・営利行為
- ・喫煙（敷地内禁煙）
- ・ペットの持ち込み

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、水バケツ等
- ・防災訓練 年2回（夜間想定訓練1回含む）

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい（電話：047-449-7007 内線：116・117）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。

受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただく事もできます。

8. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

9. 介護保険給付以外に自己負担金としていただくものがあります。

詳細は、別紙にてご説明いたします。

10. 送迎について

- ・通常の送迎の実施区域は、船橋市、白井市、鎌ヶ谷市です。
- ・送迎は送迎車1台につき、必ず運転手と介助職員の2名体制で行います。
- ・当施設の職員が、ご自宅内での介助は行わないことになっておりますのでご了承下さい。

11. 第三者評価実施・・・なし

〈別紙 2〉

船橋ケアセンター通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画及び介護予防計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際利用者・身元引受人、利用者の後見人、利用者の家族等の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

・施設利用料

・大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)

1 時間以上 2 時間未満、2 時間以上 3 時間未満、3 時間以上 4 時間未満

4 時間以上 5 時間未満、5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満

・介護予防通所リハビリテーション

※介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

※詳細は、別紙『施設利用料のご案内』にてご確認ください。

(2) 各種加算 利用料金表もご参照ください

- ・通所リハ提供体制加算 (1) 12 単位 (2) 16 単位 (3) 20 単位 (4) 24 単位
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の配置数が利用者数 25 又はその端数を増すごとに
1 以上であること (利用時間により単位数が異なります)

- ・通所リハマネジメント加算 (イ) (ロ) (ハ) 240～793 単位
医師による説明 270 単位
定期的なリハビリテーション会議を開催し、計画書の見直しをおこなっていること
(ロ) (ハ) 厚生労働省にデータ提出していること
(ハ) 多職種共同でリハビリ・栄養・口腔のアセスメントを実施し情報を一体的に
共有していること

- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算 1 日につき 110 単位
退所(院)又は要介護認定日から 3 月以内の期間内、週 2 回以上 1 回当 40 分以上の
集中的な個別リハビリを行った場合

- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 (Ⅰ) 240単位/日 (Ⅱ) 1,920単位/月
 退所(院)又は通所利用開始日から3月の期間内、(Ⅰ)週2日又は(Ⅱ)月4回以上の認知症に係る個別リハビリを行った場合
- ・生活行為向上リハビリテーション実施加算
 1月につき (介護) 1,250単位 (予防) 562単位
 利用開始月から6月以内、生活行為の向上を目標にあらかじめ計画書を作成しリハビリを行った場合
- ・若年性認知症利用者受入加算
 (介護) 1日につき 60単位 (予防) 1月につき 240単位
 若年性認知症利用者ごとに担当者を定めサービスを提供した場合
- ・栄養アセスメント加算 1月につき 50単位
 管理栄養士を配置し多職種共同で利用者ごとに栄養アセスメントを実施していること
 その結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
 厚生労働省にデータ提出していること
- ・栄養改善加算 月に2回を限度 200単位
 低栄養状態またはそのおそれのある利用者に対し状態改善等を目的として個別的に栄養相談等の管理を行った場合
- ・口腔栄養スクリーニング加算 6月に1回を限度 (Ⅰ) 20単位 (Ⅱ) 5単位
 利用開始時及び6月ごとに口腔、栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供している場合
- ・口腔機能向上加算
 月に2回を限度 (Ⅰ) 150単位 (Ⅱ) イ 155単位 ロ 160単位
 歯科衛生士等を配置し多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成していること
 計画に従い口腔機能向上サービスを行い、定期的に見直ししていること
 (Ⅱ) イ、ロ 厚生労働省にデータ提出していること
 (Ⅱ) イ 通所リハビリマネジメント加算を算定していること
- ・重度療養管理加算 1日につき 100単位
 要介護3、4、5であり、医学的管理が必要な利用者に対しサービスを提供した場合
- ・中重度者ケア体制加算 1日につき 20単位
 利用者総数のうち要介護3、4、5である利用者の占める割合が30%以上であり、サービス提供時間帯を通じて看護職員を1名以上配置していること
- ・科学的介護推進体制加算 1月につき 40単位
 利用者ごとの心身の状況等基本的情報を厚生労働省にデータ提出し、サービス提供等に情報を活用していること

- ・送迎減算
事業所が送迎を行わない場合

片道につき － 47 単位

- ・退院時共同指導加算
入院中の者が退院するにあたり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行ったあとに、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合
退院時1回を限度 600 単位
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ
提供総単位数に11.1%を乗じた単位数

(3) その他の料金

- ・食費 昼食（1食当たり） 850円
- ・送迎費用（通常の送迎区域以外） 200円（1kmにつき）

(4) 支払い方法

- ・毎月16日（現金）、22日（口座振替）に前月分の請求書を発送いたします。
窓口でお支払いいただいた際にはその場で領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則銀行口座振り替えでお願いいたします。振替日は請求した翌月の8日となります。難しい場合は、現金、銀行振り込み等のご相談をいたします。その場合は請求した月の末日までにお支払いください。